

平成18年9月19日

◎ 見直しごみ処理基本計画（案）

- ①基本理念 「もったいない精神で育む循環型社会」
- ②基本方針
- ・「もったいない精神の醸成とライフスタイル見直しの促進」
 - ・「市民、事業者、市のパートナーシップ形成の推進」
 - ・「安全で安心なごみ処理体制の確保」
- ③ごみ減量の数値目標の検討
- ④ごみ減量目標達成のための方策の検討
- ⑤将来ごみ処理量の推計
- ⑥ごみ処理施設の将来整備計画

◎ ごみ処理基本計画の見直しについて

① 根 拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項には、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」と規定されている。

この「ごみ処理基本計画」は、市町村の特性を考慮しながら10年～15年の長期的な計画とするが、おおむね5年毎に、または諸条件に大きな変動のあった場合など、必要に応じて見直すことになっている。

② 位 置 づ け

ごみ処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるもの。

現在のごみ処理基本計画は、平成13年度に策定している。

③ 構 成

ごみ処理基本計画は、廃棄物処理法の規定により、次の事項について定めるものとする。

- (1) ごみの発生量及び処理量の見込み
- (2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
- (4) ごみの適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項
- (5) ごみの処理施設の整備に関する事項
- (6) その他ごみの処理に関し必要な事項

④ 今 回 見 直 し の 背 景

- 前回の計画策定から5年が経過すること。
- 平成14年10月から資源分別収集の市内全域実施。
- 平成16年3月から溶融スラグの有効利用開始。
- 平成17年3月からごみ減量3R推進事業所認定制度を開始。
- 平成18年1月から雑がみ収集を開始。
- 平成18年6月、容器包装廃棄物の排出抑制に関する容器包装リサイクル法の改正。
- 平成19年2月から指定ごみ袋制度を導入。
- 次期最終処分場の整備推進。